

小浜線小学生団体利用促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小学生が団体に J R 小浜線を利用する場合に、その運賃を補助することで、小学生が J R 小浜線を積極的に利用する機会を提供し、もって利用促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 補助金の対象となる者は、嶺南地域に所在する小学校並びに自治会及び子ども会等の団体とする。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率	
対象者が行う事業において、引率者を含む小学生5人以上が同じ行程と一緒に旅行する場合の J R 小浜線区間（敦賀駅から東舞鶴駅まで）の運賃（団体割引乗車券の適用がある場合はその額）として支出した額。ただし、引率者は小学生の数を超えないものとする。	小学校	10分の5
	その他	10分の8

2 前項の規定にかかわらず、事業実施にあたりこの補助金以外の助成を受けている場合は、この補助金の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の補助対象経費に補助率を乗じて得た額（10円に満たない額は切り捨てる。）とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、小浜線小学生団体利用促進補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画・収支予算書（様式第2号）を添えて、小浜線利用促進協議会会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

(交付決定等)

第6条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、小浜線小学生団体利用促進補助金決定通知書（様式第3号）により、当該交付申請を行った者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助団体」という。）は、当該事業が完了したときは、速やかに小浜線小学生団体利用促進補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添え、会長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 補助事業に係る写真
- (3) その他会長が必要と認める書類

(額の確定)

第8条 会長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査により当該事業に交付する補助金等の額を確定し、補助団体に小浜線小学生団体利用促進補助金確定通知書（様式第5号）をもって通知しなければならない。ただし、確定額が第6条により通知した金額と同額の場合は、確定した旨の通知を省略することができる。

(補助金の支払)

第9条 補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、小浜線小学生団体利用促進補助金請求書（様式第6号）により、会長に請求するものとする。

2 会長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内に申請者の指定する金融機関に口座振替により補助金を交付する。

（補助金の返還等）

第10条 会長は、申請に虚偽又は不正があったと認めるときは、第6条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、すでに交付した補助金については、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により返還を命じられた者は、直ちに補助金を返還しなければならない。
（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。